

:: 指定管理者制度導入施設 モニタリング・シート ::

評価年月日: 平成30年8月9日

1 基本事項	
公の施設の名称	相模原市立総合体育館
指定管理者の名称	総合体育館グループ運営共同企業体
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)
施設設置条例の名称	相模原市立総合体育館条例
施設の設置目的	体育並びにスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もつて市民の心身の健全な育成に寄与する(相模原市立総合体育館条例第2条)
施設概要	所在地:相模原市南区麻溝台2284-1 開設:昭和56年11月1日(平成20・21年度改修) 建築面積:9,811㎡、延床面積:12,926㎡ 構造:鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)地上2階地下1階建 1階 ・大体育室(36m×61.5m)      ・中体育室(31.3m×34m)      ・小体育室(18.5m×34m) ・剣道場(16m×30m)      ・柔道場(16m×30m)      ・弓道場(和弓5人立ち・洋弓) ・トレーニング室      ・幼児体育室 2階 ・ジョギングコース(1周224m)      ・会議室
施設所管課の名称	教育局 生涯学習部 スポーツ課

2 管理実績							
項目(単位)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数合計(人)	-	384,908	417,135	492,524	475,068	455,584	-
利用料金合計(円)	-	34,270,033	36,831,531	38,970,010	45,984,543	48,174,392	-

3 成果指標の達成度	
指標名(単位)	一般利用人数(人)      専用利用件数(件)
指標式と指標の説明	年間の一般個人利用者人数      年間の専用利用件数

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般個人利用者	目標値(人)	-	-	105,000	115,000	126,000	138,000
	実績値(人)	-	118,140	137,369	151,239	151,412	155,920
	達成度(%)	-	-	130.8%	131.5%	120.2%	113.0%
専用利用者	目標値(件)	-	-	4,300	4,500	4,700	4,800
	実績値(件)	-	4,077	4,621	4,437	4,338	4,015
	達成度(%)	-	-	107.5%	98.6%	92.3%	83.6%

施設の設置目的や施策の達成度を客観的に評価するため、指定管理者の募集において示した成果指標。

4 評価

指標名(単位)	評価	コメント
施設の設置目的の達成度	B	成果指標のうち、「一般利用人数」については達成率113%で、目標値を達成し、利用人数が増加している。「専用利用件数」については達成率84%で、目標値を下回っており、件数も減少している。両指標の平均値は、98.5%の達成率となり「B評価」となるが、総合体育館において各種大会や各種目の個人利用などを実施し、設置目的の達成に寄与していると評価できる。
事業・業務の履行状況	A	各種のスポーツ教室や事業などを実施し、新たな市民利用や市民の健康増進に寄与しており、教室等の利用者も増加している。また、施設の運営管理全般についても、良好に履行されていると評価できる。
利用者満足度の向上度	A	利用者満足度調査の結果、総合的な満足度について「満足・やや満足」とした回答が92%となっており、概ね良好である。ただし、今後は、利用者満足度評価の調査件数を増やすほか、利用実態に合わせた調査方法等について更なる工夫が必要である。
財務状況の適正性	S	収入が支出を上回っており、本社等からの繰り入れは無く、団体本体の経営状況についても特段の課題はない。  この項目はグループ全体の収支状況を評価する。

【施設の設置目的の達成度】の評価基準

モニタリングシート(3 成果指標の達成度)における“達成度”の内容について、次の基準により評価する。

- S: 当該年度の達成度が110%以上
- A: 当該年度の達成度が100%以上110%未満
- B: 当該年度の達成度が90%以上100%未満
- C: 当該年度の達成度が80%以上90%未満
- D: 当該年度の達成度が80%未満

【事業・業務の履行状況】の評価基準

モニタリング基礎シート(様式1)における“評価”の内容について、次の基準により評価する。

- S: 全ての評価項目に「A」または「B」がつき、「C」の数が評価項目の総数の3分の2以上である。
- A: 全ての評価項目に「B」または「C」がつき、「D」の数が評価項目の総数の3分の2未満である。
- B: 全ての評価項目が「C」である。
- C: 「D」と「C」のどちらもつかない項目が1つある。
- D: 「D」と「C」のどちらもつかない項目が2以上ある。

【利用者満足度の向上度】の評価基準

モニタリング基礎シート(様式2)における“達成度”の内容について、次の基準により評価する。

- S: 当該年度の達成度が110%以上
- A: 当該年度の達成度が100%以上110%未満
- B: 当該年度の達成度が90%以上100%未満
- C: 当該年度の達成度が80%以上90%未満
- D: 当該年度の達成度が80%未満

【財務状況の適正性】の評価基準

モニタリング基礎シート(様式3)における“3 指定管理者の団体本体の経営状況”の内容について、次の基準により評価する。

- S: 評価対象年度の決算において、収入が支出を上回っており、かつ選考委員会による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
  - A: 評価対象年度の決算において、本社等からの繰り入れを行っておらず(収支が一致している。予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、選考委員会による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
  - B: 評価対象年度の決算において、本社等からの繰り入れを行っているが(予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、選考委員会による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
  - C: 評価対象年度の決算において、本社等から繰り入れを行っている(予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、または選考委員会による意見として本体の経営状況に「若干の懸念がある」とされた場合
  - D: 評価対象年度の決算において、本社等から繰り入れを行っており(予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、かつ選考委員会による意見として本体の経営状況に「重大な懸念がある」とされた場合
- 「財務状況の適正性」の項目については、グループ全体としての評価とする。(複数の施設をグルーピングしている場合のみ)

客観的評価として以上の基準によりS～Dを判定し、選考委員会の意見を踏まえて調整することも可能とする。

5 施設所管課による総合評価

コメント	<p>全体を通じて良好な管理運営がなされており、市が定める水準以上の運営を実施している。          成果指標については、専用件数は目標未達成となっているが、専用利用の予約状況により、個人利用を実施するなど、工夫に努めている。また、成果指標では捕捉されないが、各種教室などの自主事業についても、数多くの教室を実施しており、利用者を増やす要因となっている。          施設運営については、評価すべき事項が多いが、指定管理を実施する期間も長くなっており、現状の管理運営に満足することなく、新たな自主事業の実施や、他の指定管理事例等を参考に、新たな取組みについてもお願いするとともに、より良い施設運営に向け取り組んでいただきたい。</p>
------	---

6 指定管理者選考委員会による評価

評価実施日	平成30年8月9日
コメント	<p>施設全体の稼働率も高く、管理運営は概ね良好な状態であると評価できる。          その中で、施設自体に対する意見など行政とも連携した対応が必要となるものもあるが、指定管理者として改善が可能なところもある。より高い満足度のためには、日々の対応やちょっとした工夫が必要であり、好事例は、他の体育館でも事業展開するなどにより、施設を快適に使用できるよう努められたい。</p>